

平成 30 年 6 月 12 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

医療法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊 岡 正 和
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて今般、標記につきまして、別添のとおり厚生労働省医政局長より各都道府県知事等あて通知があり、本会に対しても日本医師会会長を介して周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (地域保健関係) 〉

問い合わせ先

地域医療企画課 担当：小林

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-kobayashi@kanagawa.med.or.jp

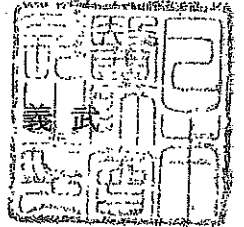
日医発第 77 号(地 24)

平成 30 年 4 月 18 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横倉



医療法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
(臨床研究法の施行等に伴う改正省令規則及び関連通知の改正)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等に対して「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の文書が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、臨床研究法が平成 30 年 4 月 1 日から施行されたこと及び臨床研究中核病院の承認要件に関する経過措置の期限が本年 3 月 31 日までのものがあることから、医療法施行規則及び関連通知の一部を改正することについて周知を依頼する者です。詳細については、添付の新旧対照表等をを参照いただければと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のほどよろしくお願いいたします。

